# 中小企業・小規模事業者等の生産性向上に向けた取り組み

平成30年3月 経済産業省 国土交通省 厚生労働省 農林水産省 会融庁 内閣府

#### 中小企業の置かれている状況

- 中小企業の生産性は伸び悩み。ITを活用した効率化に遅れ。
- 今後10年の間に70歳(平均引退年齢)を超える中小企業経営者は約245万人。うち約半数 の127万人(日本企業全体の約3割)が後継者未定。事業承継は喫緊の課題。

図4

■ 困難な課題に、支援機関同士の連携により支援能力を相互補完して対応することが必要。

#### 図1 規模別労働生産性の推移

図3

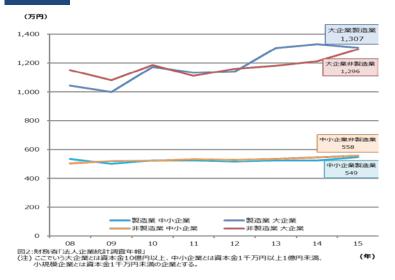
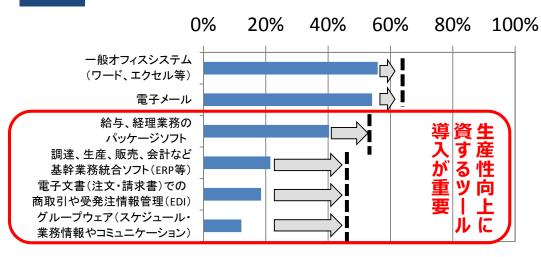
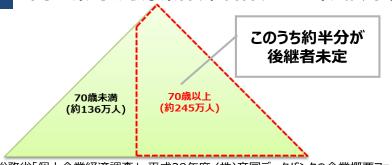


図2 中小企業におけるIT利活用の実態



(出典) 中小企業・小規模事業者の経営課題に関するアンケート調査 (全国中小業取引振興協会(2016))

#### 中小企業・小規模事業者の経営者の2025年における年齢



#### 経営相談有無別の直近5年間の利益の傾向



出所:中小企業白書2012、中小企業庁委託「中小企業の経営者の事業判断に関する実態調査」

#### 今後の取組の全体像

- 2020 年までの3年間を「生産性革命・集中投資期間」として、大胆な税制、予算、規制改革等の施策を総動員する。
- 具体的には、中小企業・小規模事業者の投資促進と賃上げの環境の整備、事業承継の集中支援、下請取引適 正化、支援機関の強化、地域経済の活性化、中核人材の確保等を通じて生産性革命を実現する。

#### 1. 生産性パッケージ施策の実行準備の進捗・現場浸透の取組

- (1) 生産性向上投資の促進
- (2) 事業承継の集中支援
- (3) 各種施策の現場浸透の工夫
- (4)下請取引適正化
- (5)地域中核企業等による地域経済の牽引

#### 2. 各業種における生産性向上の具体的な取組

-業界団体等も巻き込んだ各業種の現場での生産性向上

#### 3. 中小企業等を支援する機関の機能強化

- (1) 支援機関の機能強化
- (2)地域金融機能の強化

#### 4. 中核人材の確保、潜在的労働力の活用など人材・ノウハウ支援

- (1)右腕人材や経営人材など中核人材の確保
- (2) REVIC・日本人材機構を通じた人材・ノウハウ支援

# 1. 生産性パッケージ施策の実行準備の進捗・現場浸透の取組

#### 1.(1) 生産性向上のための支援 ~中小企業等経営強化法の改正~

- 業界単位での推進体制を強化するとともに、ベストプラクティスを収集して基本方針や事業分野別指針に反映し、 各業種の特性に応じて、更なる普及を促進し、**平成30年度以降、雇用関係助成金との連携などについても、検** 討。【運用体制の強化】
- あわせて中小企業視点でITツールの評価を可能にする体制の導入、支援能力確保・維持のため、認定経営革新 **等支援機関に更新制等の導入**。【制度的対応】
- 更に、後継者不足の中で、M & A により、**事業・経営資源を成長意欲のある企業や有能な経営人材に引き継ぐ** 枠組を創設。【制度的対応】

#### 現行制度

#### 【事業分野別指針】

- 経産省:製造業、卸・小売業、石油卸・燃料小売業
- 国交省:旅館(厚労省と共管)、貨物自動車運送、船舶、自動車整備、建設、不動産

普及啓発

人材育成

- 厚労省:外食・中食(農水省と共管)、医療、介護、保育、障害福祉
- 総務省:CATV、電気通信業、地上基幹放送

#### 【支援措置】

- 税制支援(固定資産税軽減や即時償却等)
- 金融支援(融資·信用保証等)
- 補助金の優先採択

#### 事業分野別 経営力向上推進機関

- 【認定向上推進機関(H29.12.19日時点)】 ・全日本トラック協会
- 日本自動車整備 日本能率協会 ■振興会連合会
- ·日本電子回路工業会 ·日本自動車部品
  - 素形材センター
- 丁業会 ▮・情報通信ネットワーク・日本旅館協会
  - ・日本CATV連盟 産業協会
- 日本ボランタリー ·大阪NPO協議会
- チェーン協会 ·日本印刷技術協会 ・放送サービス協会・ケーブルラボ

#### 主務大臣

#### 経営力向上計画

中堅企業

· 商工会議所 中小企業・ 小規模事業者(サポート ·商工会·中央会

·地域金融機関

・士業等の専門家

経営革新等

支援機関

#### 今後の方向性

#### 運用強化

#### 【事業分野別指針】

生産性が低い分野を中心に更なる指針の策定

#### 【支援措置】

雇用関係助成金など各省施策との連携を検討 【推進機関】

推進機関を増やし、業界単位での取組強化

#### 制度的対応

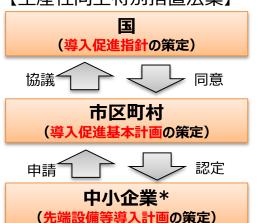
- ●再編を促進する制度的枠組を創設し、 以下の支援措置を講じる。
  - •各種税制支援
  - 許認可承継/債務引受等の手続特例
- ●経営革新等支援機関の認定に更新制等を導入
- 認定情報処理支援機関の創設等

#### 1.(1)設備投資に係る新たな固定資産税特例について

- 今通常国会に提出される「生産性向上特別措置法案」において、今後3年間を集中投 資期間と位置づけ、中小企業の生産性革命の実現のため、市町村の認定を受けた中小 企業の設備投資を支援。
- 認定を受けた中小企業の設備投資については、臨時・異例の措置として、地方税法において、市町村の判断により、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ\*になる 償却資産に係る固定資産税の特例を講じる。(適用期限:平成32年度末まで)

\*課税標準を市町村の条例で定める割合(ゼロ~1/2)を乗じて得た額とする。なお、普通交付税の算定上、基準財政収入額の減少額については、

市町村の条例で定める割合を用いる。
【生産性向上特別措置法案】



#### **POINT!**

- 生産性向上特別措置法案の成立・施行後「導入促進基本計画」の 同意を受けた地域に所在している中小企業が対象
  - 年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導計画」<br/>
    2 の認定を受けた設備投資(詳細下記)が対象
- 固定資産税の特例率をゼロと措置した地域で本措置対象の事業者等 は、各種補助金において、その点も加味した優先採択
- \*中小企業基本法上の中小企業が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等(大企業の子会社を除く)に限ります。
- ▶ 本特例に合わせ、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援することで、国・市町村が一体となって、 中小企業の生産性の向上を強力に後押し。

1. (1) I T・クラウド導入の支援 ~サービス等生産性向上IT導入支援事業 【29年度補正500億】~

中小企業等の生産性向上を実現するため、業務の効率化や売上拡大に資する簡易的なIT ツールを導入支援

#### ●補助対象

中小企業、小規模事業者 (飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象)

#### ●対象額

上限 50万円~下限 15万円 補助率 (補助率 1/2)

●補助対象となるITツール

補助金ホームページに登録、公開されているITツール(ソフトウェア、サービス等) (例) パッケージソフトの本体費用やクラウドサービスの導入・設定費用等※ハードは対象外

#### その他:

・平成30年通常国会提出予定の生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)に基づき、固定資産税ゼロの特例を措置した自治体において、補助事業を実施する事業者について、その点も加味した優先採択を行います。

#### 【採択実績】

○平成28年度補正 採択件数: 14,301件

### 1. (1)「中小サービス等生産性戦略プラットフォーム」について

## 1. 方向性

- 中小サービス等事業者のIT化等を通じた生産性向上を3年間の政策集中期間において100万社規模で推進するための関連政策及び民間活動の連携推進体制を構築。
- ◆ 2/15(木)に開催された第3回生産性向上国民運動推進協議会 (ヘッド:安倍総理)において、協議会の実行部隊として、本プラット フォームの発足について報告。
- ◆ 2 / 16(金) に発足式を開催。現時点で関係7省庁、93団体が参加。



## 2. 具体的アプローチ

- (1)全国規模での事業者アプローチによる案件発掘・組成支援
- IT補助金による直接支援(29年度補正500億円:約13万社)に加え、 関係府省庁の施策や産業界における取組とも連携し、全国規模で事業者にアプローチし、成功事例等の情報共有とモデル事例の発掘・組成支援を行う。
- ー重点分野( 10分野等)における業界団体の生産性向上活動との連携強化
- 一商工会議所、商工会、青年会議所、士業団体等と協働した情報共有及びモデル事例の発掘・組成支援(メディア発信、セミナー・地域勉強会(年1000回以上開催)のフル活用)
- 一金融機関における生産性向上支援との連携
- 一地方経済産業局等を通じた地方公共団体、地域金融機関、地方経済団体等との協働
- 一日本生産性本部等と協力した標準的な支援手法の策定・展開

#### 1. (1) ITの徹底活用

- 中小サービス等事業者において、IT化を通じた生産性向上の多様な事例の「見える 化」を通じて、業務プロセス全体の見直しとIT化の推進をセットとした生産性向上活動を全国津々浦々の中小サービス等企業に広げる。
- ① ITツールの見える化(効果の高いITツール及びそれを提供するIT事業者)
- ② ITツールの導入(バックオフィス効率化、電子商取引化、受発注管理効率化、予約・ 顧客管理等の推進)
- ③ これらを通じた業務プロセスの改善支援



1. (1)生産性向上投資の促進 ~ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業 【29年度補正1,000億】~

## 革新的なサービス開発・試作品開発を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援。

- ●企業間データ活用型 補助上限額:1,000万円/者(補助率 2/3) 複数の中小企業・小規模事業者が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や
  - 生産性の向上を図るプロジェクトを支援します。
  - ※ 連携体は10者まで。さらに200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可

定又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率2/3

- 一般型 補助上限額:1,000万円(補助率 1/2【※2】)
  - 中小企業が行うサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。 ※ 平成30年通常国会提出予定の生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)に基づく先端設備等導入計画(仮称)の認
- ●小規模型 補助上限額:500万円(補助率 小規模事業者2/3、その他1/2) 小規模な額で行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援。
- その他:
- ・専門家を活用する場合 補助上限額30万円アップ(1~3共通)
- ・平成30年通常国会提出予定の生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)に基づき、固定資産税ゼロの特例を 措置した自治体において、補助事業を実施する事業者について、その点も加味した優先採択を行います。

#### 【採択実績】

○平成28年度補正 採択件数: 6,157件

(設備投資を伴わない試作開発等も支援)

- ○平成27年度補正 採択件数: 7,948件○平成26年度補正 採択件数: 13,134件
- ○平成25年度補正 採択件数:14,431件
- ○平成24年度補正 採択件数:10,516件

#### (1)生産性向上投資の促進 ~中小企業へのIoT・ロボット導入~

- 中小製造企業の足下の最大の課題は人手不足対応。この機を活かし、生産現場にお ける真のIoT・ロボット対応を前進させることが不可欠。
- IoT・ロボットの導入ステージは企業によって多種多様。これに応えるためには「身の丈に 合った」「伴走型人材」(スマートものづくり応援隊、ロボットシステムインテグレータ等)の 適切なアドバイスによる最適なIoT・ロボットの導入・活用が重要。

#### 伴走型人材の育成

### 生産技術と情報技術が両方が分か

る人材を育成。2方面からアプロー

牛産技術に 秀でた企業OB

IoT・ロボット導入ノウ ハウ

IoT・ロボット等に知見あ る人材

現場カイゼン ノウハウ

#### ロボットメーカー

垂直多関節型ロボット、スカラ型ロボット、パラ レルリンク型ロボット、etc...

#### 関連装置メーカー

ロボットハンド、ツールチェンジャ、コントローラ、 ビジョンセンサ、etc...

#### 周辺設備メーカー

治具、安全柵、製品ストッカー、コンベア、 パーツフィーダ、通信機器、etc...

#### 全国の拠点整備を28年度から開始

#### スマートものづくり応援隊

ユーザの現場課題を分析し

- ・ 企業でのカイゼン活動
- IoT・ロボット導入支援

#### ロボットシステムインテグレータ (ロボットSIer)

最適なロボットシステムを構築す るために必要な機械装置を選 別・統合する

#### システムインテグレーション

工程分析、システム構想、設 計、製造・組立、動作教示、 etc...

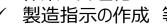
#### 拠点で相談受付 中小企業に派遣

現場課題の解決のために生産現場 にロボットシステムが導入される。



#### 生産性向上の実現

- 仕掛在庫の極小化
- 作業動線の短縮
- 多能工化の推進
- 作業の合理化
- 製造指示の作成 等



#### 1. (1)中小企業の賃上げ支援強化(所得拡大促進税制の拡充)<sub>(所得税・法人税・法人住民税)</sub> 拡充・延長

- 従来の制度から
   <u>支援を深掘り(控除率10→15%)</u>するとともに、
   <u>制度をシンプルにし幅広い企業の活用を推</u>
   <u>進</u>し、中小企業の賃上げを強力に支援。
- また、大企業並みの高い賃上げ(2.5%以上)に加えて人材投資や生産性向上に取り組む企業には、更に大胆な支援を実施(控除率22%→25%)。

#### 現行制度

#### 適用の要件

#### 【要件①】

給与等支給総額が対基準年度(平成24年度) 比で3%以上増加

#### 【要件②】

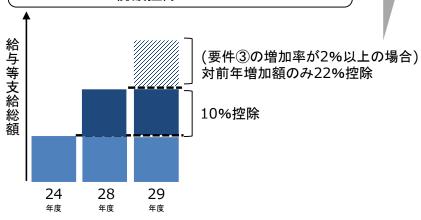
給与等支給総額が前年度以上

#### 【要件③】

平均給与等支給額が前年度を上回る

#### 税額控除

給与等支給総額の対基準年度増加額の 10~22%の税額控除



※法人税額の20%が上限

改正概要

【適用期限:平成32年度末まで】

#### 適用の要件

【要件①】給与等支給総額が前年度以上

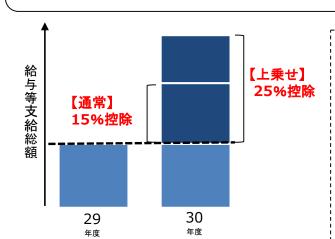
※基準年度との比較要件は撤廃

【要件②】平均給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加 ※なお、計算方法を簡素化

#### 税額控除

【通常】給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除

【上乗せ】一定の要件(※)を満たす場合は25%の税額控除



#### <※上乗せ要件>

要件②の増加率が2.5%以上であり、かつ、次のいずれかを満たすこと

- ○教育訓練費が対前年度比10%以上 増加
- ○中小企業等経営強化法に基づく経営 力向上計画の認定を受けており、 経営力向上がなされていること

※法人税額の20%が上限

11

#### 1. (2)切れ目のない事業承継の支援策

- 後継者が決まっている企業には税制措置による円滑な承継を、決まっていない企業には気付きの機会提供、マッチング支援等により後継者探しを支援。承継後のチャレンジを支援することも重要。
- 切れ目のない事業承継支援を、今後10年で集中して実施する。

#### 承継前の準備・税制・マッチング支援

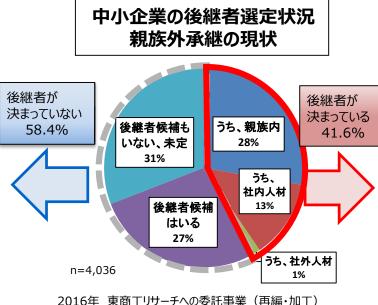
#### 気付きの機会提供

✓ 事業者の身近にいる金融機関、士業等専門家が経営者に働きかけ、プッシュ型事業承継診断を徹底実施(年5万者)し、専門家を派遣する費用等を支援。休廃業リスク分析等のデータも活用することで、集中的・効果的な働きかけを行う 【補正予算:20億円】

#### マッチング支援

✓ 年間1千~2千件のマッチングが実現できるよう、専門家の増員等「事業引継ぎ支援センター」の体制を強化するよう支援。

【当初予算:21億円】



#### 税制の拡充

- ✓ 事業承継税制の以下の要件を、10 年限定で抜本拡充
  - ①対象株式等の上限の撤廃
  - ②対象者の拡大
  - ③雇用要件の抜本的見直し
  - ④売却・廃業時の減免制度の創設
- ✓ 近年増加する親族外承継を後押しするため、M&Aに係る登録免許税、不動産取得税を減免

#### 金融支援の充実

- ✓ 承継に必要な資金(M&Aや設備 投資に必要な資金)の低利融資
- ✓ 承継の際の経営者の個人保証の適 正化(※)を検討
  - ※現状では、代表者の交代時に、金融機関が 旧経営者に加えて新経営者からも個人保証 をとるケースは約4割となっている。

#### 承継後のチャレンジ支援

事業承継補助金【30億円】・・・事業承継やM&Aを通じた事業引継ぎを契機として、経営革新や事業転換に取り 組む中小企業の設備投資等を支援する。

#### 関連支援施策(平成29年度補正予算)

・ものづくり・サービス補助金【1000億円】・IT導入補助金【500億円】・持続化補助金【100億円】

#### 1. (2)中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充

創設•拡充

(贈与稅・相続稅・登録免許稅・不動産取得稅)

- 中小企業経営者の高齢化が進んでおり、今後10年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人になるにもかかわらず、半数以上が事業承継の準備を終えていない。現状を放置すると中小企業の廃業の増加により地域経済に深刻な打撃を与える恐れ。
- 円滑な世代交代を通じた生産性向上を図るため、事業承継税制について、その対象を抜本的に拡充することにより、事業承継を強力に後押しするとともに、M&Aを通じた事業承継について、新たに支援措置を創設することで、多様な経営引継ぎの形態に応じた次世代経営者への事業承継を加速させる。

#### 改正概要

### (1)<u>贈与·相続</u> 現経営者 贈与·相続 ▼ 親族·従業員等

#### 事業承継税制の抜本的拡充

今後5年以内に承継計画(仮称)を提出し、10年以内に実際に承継を行う者が対象 平成30年1月1日以後の贈与・相続が対象

- ①後継者が売却・廃業を行った際、その時点での株価を基に納税額を計算し、減免可能
- ②対象株式数の上限を撤廃(2/3→3/3)、納税猶予割合を80%から100%に拡大
- ③近年の人手不足の状況に鑑み、雇用平均8割を満たせなかった場合でも猶予継続を可能に
- ④複数の株主から複数への後継者への事業承継についても対象者を拡大

#### (2)売却·M&A



#### M&Aを通じた事業承継への支援策を新設

中小企業等経営強化法を改正し、M&Aによる事業承継を支援対象に追加。経営力向上計画の認定を受けた事業者に対して、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減

(相続税・贈与税)

拡充

- 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を、今後5年以内に承継計画(仮称)を提 出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充。
- ①対象株式数・猶予割合の拡大②対象者の拡大③雇用要件の弾力化④新たな減免制度の創設等を行う。
- ◆ 税制適用の入り口要件を緩和 ~事業承継に係る負担を最小化~

#### 現行制度

- ○納税猶予の対象になる株式数には2/3の上限があり、 相続税の猶予割合は80%。後継者は事業承継時に多 額の贈与税・相続税を納税することがある。
- ○税制の対象となるのは、一人の先代経営者から一人の 後継者へ贈与・相続される場合のみ。

#### 改正案

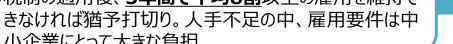
- ○対象株式数の上限を撤廃し全株式を適用可能に。また、納 税猶予割合も100%に拡大することで、承継時の税負担ゼロ 150
- ○親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大) 3人)への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、 多様な事業承継を支援。
- 税制適用後のリスクを軽減 ~将来不安を軽減し税制を利用しやすく~

#### 現行制度

- ○後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化 により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に 贈与・相続税が課税されるため、過大な税負担が生じう る。
- ○税制の適用後、5年間で平均8割以上の雇用を維持で 小企業にとって大きな負担。

#### 改正案

- ○売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継時 の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境 の変化による将来の不安を軽減。
- ○5年間で平均8割以上の雇用要件を**未達成の場合でも、猶 予を継続可能**に(経営悪化等が理由の場合、認定支援機 関の指導助言が必要)。



※以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じる。

#### 1. (2) 再編・統合等に係る税制

#### (登録免許税・不動産取得税)

- 後継者が不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆるM&Aにより経営資源や事業 の再編・統合を図ることにより、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要。そのため、中小企業等経営 強化法を改正し、M&Aによる事業承継を支援対象に追加することで、第三者への事業承継を後押し。
- 認定を受けた経営力向上計画(仮称)に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで、次世代への経営引継ぎを加速させる措置を創設。

改正概要

X事業

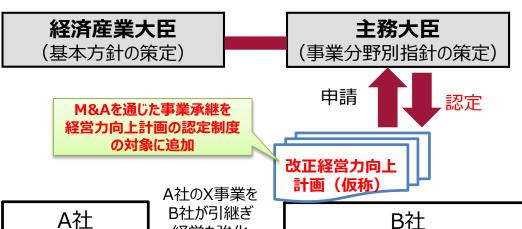
土地、

機械

ほか

【適用期限:平成31年度末まで】

【中小企業等経営強化法】



経営を強化 事業譲渡等 十地・建物

○登録免許税

機械

ほか

X事業

土地

建物

○不動産取得税 を軽減

Y事業

#### <登録免許税の税率>

		通常税率	計画認定時の 税率
不動産の	合併による移転の 登記	0.4%	0.2%
所有権 移転の 登記	分割による移転の 登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による移転の登記	2.0%※	1.6%

※平成31年3月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽減。

#### <不動産取得税の税率>

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地 住宅	3.0%※1	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の 家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

- ※1平成33年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0% に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)
- ※ 2 合併・一定の会社分割の場合は非課税
- ※3 事務所や宿舎等の一定の不動産を除く

#### 1. (2) 事業承継ネットワークの構築

- 都道府県毎に事業承継ネットワークを構築。
- ⇒商工会・商工会議所、地域金融機関、士業等専門家が連携して、事業承継診断でプッシュ型の情報提供を行い、事業 引継ぎ支援センターやよろず支援拠点等の各種専門支援機関に繋いで、企業の課題に応じた支援を行う。

<構成メンバーのイメージ>

事業承継ネットワーク

事務局:県振興センター等

#### 都道府県、市区町村

地域の事業承継支援策の立案・とりまとめ

#### 金融機関、商工会・商工会議所、中央会、顧問先を有する士業等専門家等

事業承継診断等を実施

#### 中小機構地域本部

診断の方法等、支援機関への研修等を実施

#### 経済産業局·財務局

施策情報の提供等

#### 事業引継ぎ支援センター

M&A案件をフォローして支援

#### 信用保証協会

連携して金融支援

#### ミラサポ等の士業等専門家

専門的課題を伴う案件への対応等

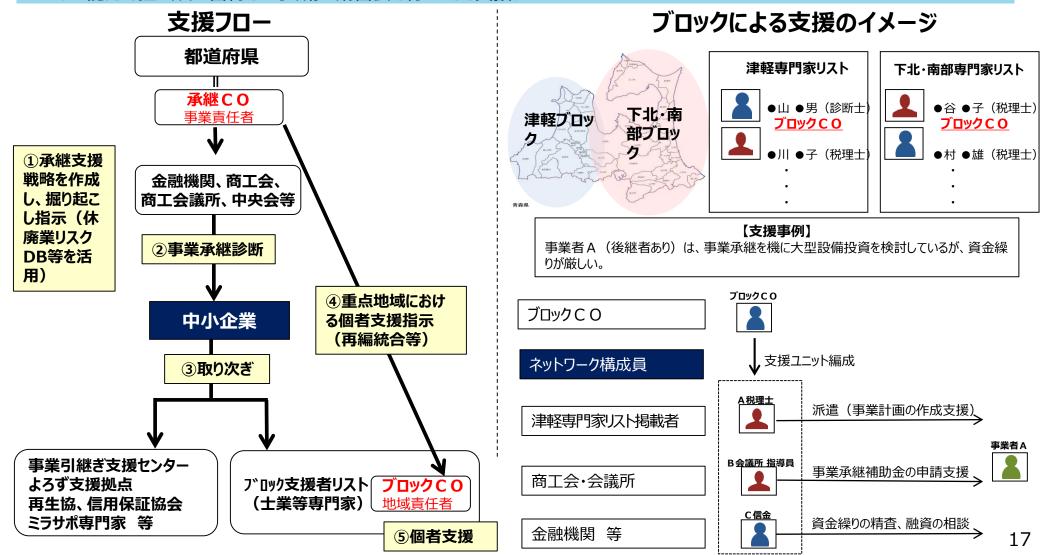
#### よろず支援拠点・再生支援協議会等

連携して再生支援

#### 中小企業

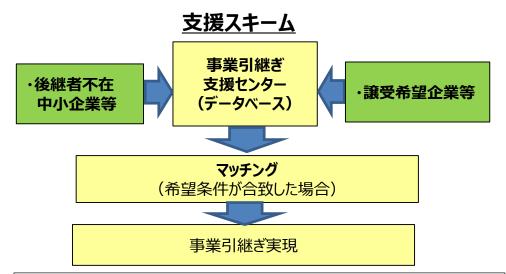
#### 1. (2) 事業承継ネットワークの構築 ~プッシュ型事業承継支援高度化事業~

- 事業承継ネットワークの全国展開を図るとともに、各地域の事業承継支援において中核的役割を果たす支援機関において、国から地域別・業種別休廃業リスク分析等の高度なデータの提供を受けた上、それらデータの分析結果に基づいて、特に支援が必要とされる地域・業種に対して、集中的かつ効果的に、プッシュ型の働きかけを行う。
- データ分析やその活用等を効果的に行うため、中核的支援機関に専門的知見・資質をもったコーディネーターを配置、必要なスキル・能力を担当者に習得させる研修・講習会を行うことを支援。



#### 1. (2) 事業承継ネットワークの構築 ~事業引継ぎ支援センター~

- 後継者不在の中小企業の事業引継ぎを支援するため、平成23年度より、中小企業のM&Aを行う事業引継ぎ支援事業を開始し、平成28年度までに事業引継ぎ支援センターの全国展開を実現。
- 発足以来の相談件数は2万件を突破1200件以上の事業引継ぎを実現した。
- 増加しているセンターへの相談に対応するために、人員体制の充実を図る予算措置を行う。



#### センターにおける支援の流れ

#### ①相談対応 (一次対応)

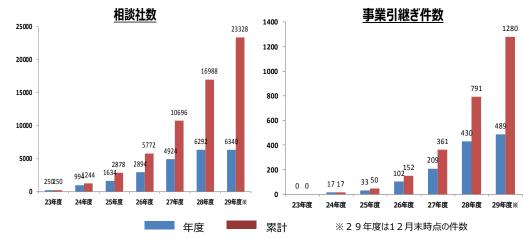
・相談対応を通じ、事業引継ぎ支援の実施の可否を判断。

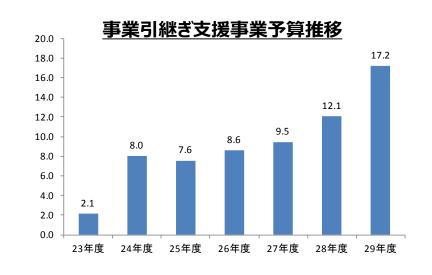
#### ②登録機関への橋渡し(二次対応)

・相談案件をセンターの登録機関(仲介業者、金融機関等)に取り次ぐ。

#### ③センターによるマッチング (三次対応)

・マッチング相手がいる場合や登録機関の不調案件をセンターが 士業法人等を活用してマッチングを実施。





#### (2) 承継後のチャレンジ支援 ~事業承継補助金~

- ●中小企業・小規模事業者の収益力の向上と地域に根付いた価値ある事業の次世代への承継のため、 事業承継・世代交代を契機とした経営革新や事業転換を図る取組を支援。
- ●平成29年度補正予算では、予算規模を大幅に拡充した上で、M&A等の手法により再編統合を行う 企業に対し、補助上限を引き上げた新たな支援措置を創設。

#### <支援措置の概要>

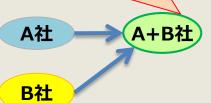
**(1**)

事業承継(代表者の交代) が行われること

事業承継・世代交代を契機として、I 経営革 新(ベンチャー型事業承継)等に取り組む中 小企業、Ⅱ事業転換に挑戦する中小企業に 対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業 等に必要な経費を支援。

補助上限額は最大500万円(補助率2/3、事業転換を伴う場合)

**(2**) M&A等の手法により事業再編・事業 統合が行われること



サプライチェーンや地域に根付いた価値ある事 業の継続のために、M&A等の手法を活用した 事業再編・事業統合を促進して、サプライ チェーンや地域経済の活力維持、発展を図る 取組に必要な経費を支援。

補助上限額は最大1200万円(補助率2/3、事業転換を伴う場 合)

再編・統合は補助上限を引き上げ

#### ○補助対象事業

- 新商品の開発又は生産
- 新役務の開発又は提供
- 商品の新たな牛産又は販売の方式の 導入
- 役務の新たな提供の方式の導入
- その他の新たな事業活動(販路拡大 や新市場開拓、生産性向上など事業 の活性化につながる取り組みであれば、 上記の例示に限られない)

#### ○対象経費

(経営革新に必要な経費)

人件費、店舗等借入費、設備費、申請書 類作成費用、知的財産権等関連経費、原 材料費、謝金、旅費、マーケティング調査費、 広報費、会場借料、外注費、委託費

(事業転換を伴う場合の上乗せ部分) 在庫処分費、解体費及び処分費、移転・移 設費

#### 1. (3)各種施策の現場浸透の工夫

● 中小企業施策の普及・促進のため、政策課題に応じて支援体制を整備することにより施策の周知を表するのではある。

#### 1. 【IT導入支援】中小サービス等生産性戦略プラットフォームの創設

- ▶ 中小サービス等事業者のIT化等を通じた生産性向上を3年間の政策集中期間において100万社規模で推進するための関連政策及び民間活動の連携推進体制を構築。
- ▶ IT導入補助金(平成29年度補正予算500億円)による直接支援に加え、関係府省庁の施策や産業界 における取組とも連携し、全国規模で事業者にアプローチし、成功事例等の情報共有とモデル事例の発掘・組 成支援を行う。

#### 2. 【設備投資支援】専門家・認定支援機関の活用

- ▶ 生産性向上のための設備投資を強力に後押しするため、平成29年度補正予算ではものづくり・商業・サービス 経営力向上支援事業1,000億円を措置。本補助金を利用する場合に以下の制度等を新設。
  - 生産性向上に効果的な設備導入を行うため、機械設備等の導入と併せて専門家を活用する場合には補助上限額を30万円を上乗せして措置。これによりスマートものづくり応援隊などの専門家活用を促進。
  - 申請時に認定支援機関との連携を要件とするとともに、採択後から事業終了後5年間のフォローアップを求め、新規に事業の成果(事業化状況、付加価値額など)を認定支援機関ごとに見える化。

#### 3. 【事業承継支援】事業承継ネットワークの拡充

- ▶ 事業承継税制の抜本拡充や補助金(平成29年度補正予算30億円)による支援ととともに、支援機関同 土が連携してデータに基づいた経営革新や事業転換を図るため、事業承継ネットワークの全国展開を推進。
- > 各支援機関の役割分担を明確化し、承継後の経営改善等を含めた企業の課題に応じたサポート体制を整備。

#### 

3つの重点課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないよう、徹底する。

#### 価格決定方法の適正化

一律○%減の原価低減を要請される、 労務費上昇分が考慮されない、等

#### コスト負担の適正化

量産終了後に長期間に渡って無償で 金型の保管を押しつけられる、等

#### 支払条件の改善

手形等で支払いを受ける比率が高い、割引コストを負担せざるを得ない、等

#### 業種横断的なルールの明確化・厳格な運用(横軸)

事項	具体的な政策
下請代金法の運用強化 (運用基準改正)	違反事例を追加し、違反情報の収集強化と未然防止を図る。(不適正な原価低減活動、金型の保管コストの押しつけ、等の違反行為事例の追加を公正取引委員会に提案)【平成28年12月14日付 改正】
適正取引、付加価値向上の促進 (振興基準改正) *下請中小企業振興法	望ましい取引慣行を追記し、親事業者に要請する。(取引先の生産性向上への協力、労務費上昇分に対する考慮、サプライチェーン全体での取引適正化、等)【平成28年12月14日付 改正】
下請代金の支払条件の改善 (通達、振興基準の見直し)	下請代金の支払条件の改善を、親事業者に要請する。(現金払いの原則、割引料負担の一方的な押しつけの抑制、手形等の支払期間の短縮、等) 【平成28年12月14日付 通達発出(50年ぶり!)】
下請代金法の調査・検査 の重点化	原価低減・金型・手形等に重点をおいて、下請代金法の書面調査の充実、特別立入検査を実施する。 【29年度より実施】

業種別の自主行動計画の策定等(縦軸) 8業種21団体 (自動車、素形材、建設機械、繊維、電機・情報通信機器、情報サービ、ス・ソフトウェア、トラック運送業、建設業)

- (1) 下請ガイドライン策定業種のうち、まずは幅広い下請構造をもつ自動車等の業種に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に 向けた**自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請**するとともに、**フォローアップ**を行う。【28年度内に策定済み】
- (2) 業種別下請ガイドラインを改訂し、親事業者と下請事業者の連携・協力に係るベストプラクティスを追加する。【全17業種において改訂・策定済み】

#### 1. (4) 下請取引適正化に向けた今後の対応について

● **自主行動計画フォローアップ調査結果**(※1) 及び下請ヒアリング調査結果(※2) を踏まえ、 以下の対応を行うとともに、引き続き、取引条件改善に向けた取組を粘り強く行っていく。

#### 1. 個社へのヒアリング・要請、業界への要請

1月以降、必要に応じて、①大企業個社へのヒアリングや企業 トップ等への改善要請を実施する。②自主行動計画策定団 体に対して計画の改定やさらなる周知の徹底等を要請する。

#### 2. 下請法に基づく調査・検査の実施

これまでの下請ヒアリングを通じて把握した下請法違反のおそれのある事案については、追加のヒアリングや法に基づく調査・ 検査等を行うなど公取委とも連携し、厳正に対処する。

#### 3. 「自主行動計画」策定業種の拡大

新たに、機械製造業、流通業、警備業、放送コンテンツ業に おいて、今年度中に「自主行動計画」を策定・公表予定(右 図参照)

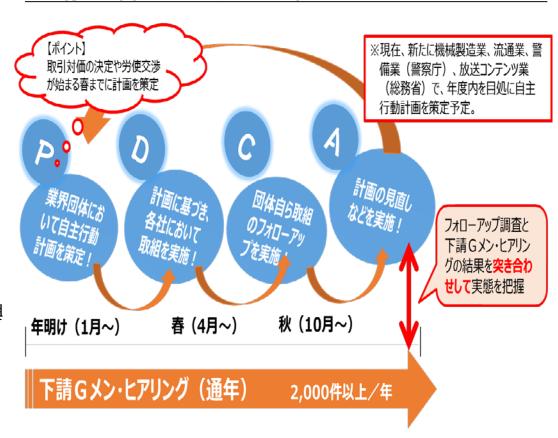
#### 4. 下請振興法振興基準の改正等の検討

ヒアリング等を通じて把握した商慣行や課題等を整理し、振興 基準の改正等を検討していく。

#### 5. 下請ヒアリングの体制強化

来年度から下請Gメンの体制を強化し、より多くの下請取引の 実態把握に努めていく。

#### 自主行動計画のサプライチェーン全体での浸透を図るPDCAサイクル



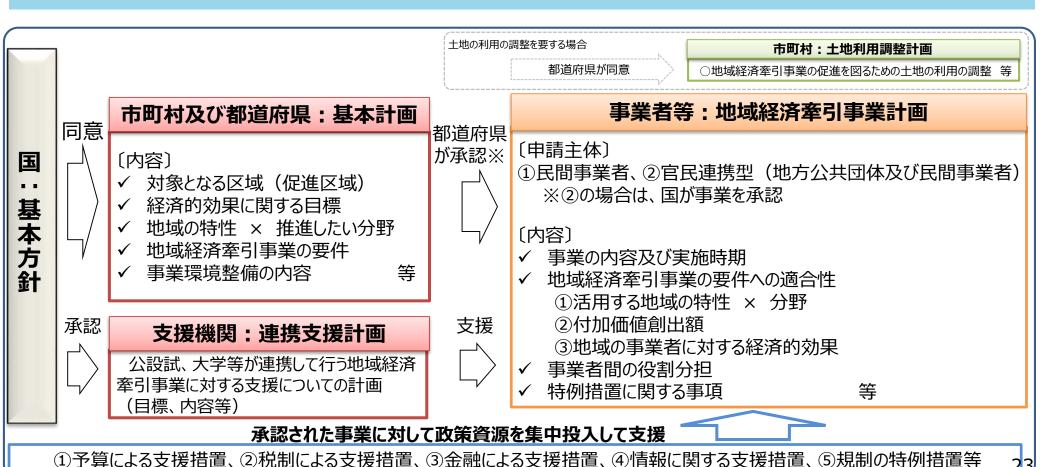
- ※1)平成29年9月~11月にかけて、経産省所管の6業種18団体において、フォローアップ調査を実施し、中小企業庁に報告。(約1,750社が回答)
- ※2)平成29年4月~10月にかけて、全国に80名配置された下請Gメンが下請中小企業約2,000社以上を訪問し、ヒアリングを実施。

#### 1. (5)地域未来投資促進法の推進

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようと する地方公共団体の取組を支援するもの。

- 国の基本方針に基づき、市町村及び都道府県は基本計画を策定し、国が同意。
- 同意された基本計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業 (\*) 計画を、都道府県知事が承認。
  - \* 定義の要点:①地域の特性を生かして、②高い付加価値を創出し、③地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす 事業
- 国は、連携支援計画を承認し、地域経済牽引事業に対して支援を行う者(地域経済牽引支援機関)を支援。



#### 1. (5) 地域未来投資促進法の推進

#### ~地域未来投資促進法関連施策の現況~

- 昨年7月末の法施行後、これまでに、**市町村及び道府県が策定した145件の基本計画を国として同意した。** また、**事業者が策定した246件の地域経済牽引事業計画が道府県知事により承認されている。**
- 今後、3年間で2000社程度の支援の達成に向けて、①地域経済牽引事業候補の掘り起こし、②地域経済 牽引事業候補の成長支援、③地域経済牽引事業の発展段階に応じた支援措置の重点投入、に取り組んでいく。

#### 地域未来投資促進法の基本計画

(平成30月1月末時点)

#### 【全国の状況】

- ✓ 同意した基本計画件数: 145計画
- ✓ 作成道府県:45道府県
- ✓ 促進する分野

分野	件数
ものづくり	120
第4次産業革命	67
観光・スポーツ・文化・まちづくり	85
農林水産・地域商社	55
環境・エネルギー	53
ヘルスケア・教育	37
その他(物流など)	53

✓ 付加価値創出額の目標(145の基本計画の合計値):約2.1兆円

(都道府県からの報告ベース、平成30年2月末時点)

#### 【全国の状況】

✓ 承認された事業計画件数:246計画(297事業者)

#### 活用を希望する支援措置

地域経済牽引事業計画

- ①地域未来投資促進税制:210計画
- ②自治体による地方税の減免:138計画
- ③自治体による地方創生推進交付金:35計画
- ④地域中核企業・中小企業等連携支援事業との連携:11計画
- ✓ 地域未来牽引企業(後述)のうち、97事業者が事業計画を作成

支援

都道府県

が承認

#### 地域未来投資促進法の連携支援計画

【全国の状況】

✓ 3月下旬に数十計画程度を承認予定



#### 1. (5)地域中核企業等による地域経済の活性化のための今後に向けた課題 ~地域経済牽引事業候補の掘り起こし~

- 今後の地域経済を牽引することが期待される<u>「地域未来牽引企業」</u>を、平成29年12月22日に **2,148社選定・** <u>公表</u>した。
- 今後、引き続き、経済的波及効果を生じさせる事業が各地域で数多く生み出されるよう、全国で幅広く、**地域経 済牽引事業の候補を掘り起こしていく**。

#### 選定の主な目的

- ▶ 選定された企業に、自らのポテンシャルを知っていただき、地域未来投資促進法の活用等により、今後 の地域を牽引する事業に積極的に取り組んでいただけるような動機付けとなること。
- ▶ 自治体に、地域未来投資促進法等で支援する企業の発掘の際の参考にしていただくとともに、選定された企業に対し関連支援策の活用を促すこと。
- ▶ 地域の産学官金の関係者に、地域経済の成長の核となる企業をご認識いただき、活発な協力・連携等の自立的な取組を促すこと。

#### 選定方法

- ▶ 高い付加価値を創出していること等について、帝国データバンクによる企業情報のビッグデータから定量的な指標
- ▶ 自治体や商工団体、金融機関等の地域の関係者からの推薦を受け付け、今後の地域経済への貢献 期待等を評価

#### 1. (5)地域中核企業等による地域経済の活性化のための今後に向けた課題 ~地域経済牽引事業候補の成長支援~

● 選定された地域未来牽引企業の事業をはじめとした、**地域経済牽引事業の候補が成長していくよう、事業段階 に応じて、きめ細かく支援**していく。

#### 選定企業への支援

- ①地域経済を牽引する自覚と誇りをもって、より積極的に取り組むことを後押し
- 期待を認識して頂くため、「地域未来牽引企業」選定証を交付。





地域未来牽引企業

- ②様々な主体が選定企業を把握し、徹底支援する環境を整備
- ▶ <u>関係省庁、地元自治体や各種支援機関(地域金融機関、商工団体、公設試等)</u>に対して、選定趣旨や選定企業への期待 を周知し、支援を要請。
- ③様々な取組を支援する体制を構築
- ▶ 選定企業からの相談や問い合わせに一元的に即応するため各経済産業局にワンストップ相談窓口「地域未来投資促進室」 を設置し、都道府県別担当者である「地域未来コンシェルジュ」(全国71名)を配置。毎週のTV会議において、地域未来投資 促進法関連施策について進捗の管理等を実施。
- ▶ 「地域未来牽引企業サミット」を開催し、選定証の授与式をはじめ、関係者による協働の契機とすべく開催。また、全国7ブロックで、選定企業が集まるシンポジウムを開催。
- ▶ 様々な支援施策や他の事業者の取組事例などを掲載したメールマガジンを隔週で配信中。
- ▶ 技術支援を行う公設試、販路開拓等を行う産業支援センター、融資を行う地域金融機関など、地域の多様な支援機関が連携し、それぞれの特性を活かして、事業段階に応じた総合的かつシームレスな支援を提供する体制の構築を促進。

#### 1. (5)地域中核企業等による地域経済の活性化のための今後に向けた課題 ~地域経済牽引事業の発展段階に応じた支援措置の重点投入~

- 地域未来投資促進法の承認事業に基づく設備投資への補助、承認事業に対する融資、地域内で共同利用できる設備の支援機関への導入支援など、関連する支援措置を充実。
- 地域経済牽引事業の発展段階に応じて、必要な支援策を重点投入していく。
- ※地域未来牽引企業は、地域経済牽引事業として都道府県の承認が必要

#### ① 予算による支援措置

- 〇地域中核企業・中小企業等連携支援事業
  - (30年度予算案162億円(新設))
- ・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援
  - 1)地域未来投資促進法の計画承認を受けた中小企業が大学・公設試等と連携して行う研究開発等への補助
- 2) 地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者が中小 企業と連携して行う戦略分野の設備投資への補助
- 3)専門家による事業化戦略の立案や販路開拓の支援
- 〇地方創生推進交付金の活用
  - (30年度予算案1,000億円)
- ・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援 (設備投資も可。交付上限やハード事業割合の弾力化)
- 〇地域における共同利用設備の導入支援
  - (29年度補正予算10億円)
- ・地域未来投資促進法の承認を受けた支援機関等に対して、 地域で共同利用が見込まれる先端技術設備の導入や利用 支援のための経費を補助

#### ② 税制による支援措置

- ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置
  - ✔ 機械・装置等:40%特別償却、4%税額控除
  - ✔ 建物等:20%特別償却、2%税額控除
- ○地方税の減免に伴う補てん措置
- ・固定資産税等を減免した地方公共団体に減収補てん

#### ③ 金融による支援措置

- ○資金供給の円滑化
- ・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運 転資金の長期(20年、7年以内)かつ固定金利での融資
- ・地域経済活性化支援機構(REVIC)、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設・活用等

#### 4 情報に関する支援措置

- ○候補企業の発掘等のための情報提供
- ・地域経済分析システム(RESAS)等を活用

#### ⑤ 規制の特例措置等

- ○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応
- 工場立地法の緑地面積率の緩和
- 一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加
- 〇農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

27

○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案の創設

# 2. 各業種における生産性向上の具体的な取組 (別冊参照)

## 3. 中小企業等を支援する機関の機能強化

#### 3.(1)支援機関の機能強化 ~中小企業等経営強化法改正~

- 中小企業の経営課題が複雑化する中、直近1年間で認定支援業務を行っていない者も約3割存在しており、経営革新等支援機関(H24~)の支援の質を維持・確保していくことが必要。
- 経営革新等支援機関の認定制度について、現状は一度認定を受ければ認定の効力が続くが、本通常国会での法案成立を前提に、認定期間に有効期間(5年)を設け、期間満了時に改めて業務遂行能力を確認する制度(更新制)等を導入。

#### 認定革新等支援機関制度の概要

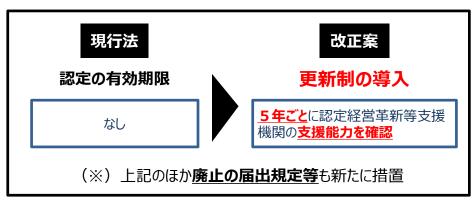


経営状況の分析、事業計画策定及び実施に係る指導・助言 等

<認定支援機関の関与を要件とする各種支援策(例)>

・ものづくり・商業・サービス補助金 ・経営改善計画支援事業(405事業等)等

#### 改正法案での措置



#### (参考) 認定状況(平成30年2月)

税理士	税理士 法人	公認 会計士	監査 法人	弁護士	弁護士 法人	商工会	商工 会議所	中小企 業団体 中央会	中小企業 診断 士	民間コン サルティン グ会社	その他	金融 機関	合計
18,727	2,416	2,232	70	1,513	98	47	387	43	633	708	448	489	27,811

註:本認定数には、商工会単会や、金融機関等の支店等の数は含まれていないが、例えば、商工会は47都道府県商工会連合会を認定することで、全商工会を認定支援機関としての体制 に含めており、また、金融機関についても同様に、本店を認定することで、各支店を認定経営革新等支援機関としての体制に含めている。

(※) 既に認定を受けている経営革新等支援機関は、施行日から概ね5年以内に順次認定の有効期限がくるよう経過措置を規定

#### 3. (1) 支援機関の機能強化 ~支援機関同士の連携強化と見える化~

- また、よろず支援拠点を中心とする地域の支援機関の連携を促進する。
- 具体的には、平成30年度より、よろず支援拠点の評価指標に①他の支援機関と連携した相談対応の実績や、②地域における認知度を加えることで、地域の支援機関体制の構築・見える化を図る。

#### よろず支援拠点における他の支援機関と連携した個社支援

- <u>すべてのよろず支援拠点</u>において、地域内の支援機関や金融機関、自治体等が参加する会合を開催(他機関主催の同様の会合を活用する場合を含む)。相互の取組内容及び相談案件の相互紹介等を実施。
- 加えて、一部のよろず支援拠点では、地域内の支援機関等と連携して、よろず支援拠点のサテライト、出張相 淡会、TV会議やタブレット端末等を利用して、個別企業に対し双方の専門性等を活かした相談対応を実施。

#### 【取組例】

#### ■福岡県よろず支援拠点

 拠点から市役所、商工会・商工会議 所等14機関にタブレット端末等を貸与 の上で、インターネット電話による相談 対応を行っている。今後も導入機関は 増加予定。

#### ■石川県よろず支援拠点

● 小松商工会議所、七尾商工会議所の 執務スペースに拠点のコーディネーター がデスクを構え、相談者に対しては、会 議所の経営指導員と共同で相談対応 にあたっている。

#### ■広島県よろず支援拠点

● 広島銀行と連携協定を締結、拠点から遠隔地で事業を営む相談者に対しても、広島銀行の本・支店間をつないでいるTV会議システムを活用し、地元の支店において相談対応を行っている。

#### よろず支援拠点による他の支援機関との連携促進(評価指標の追加)

- 平成30年度より、よろず支援拠点の評価指標に、以下2点を新たに導入予定。
  - ①「他機関との連携により課題解決に至った件数」
  - ② 地域における「認知度」
  - ※他機関との連携強化や積極的な広報活動により、地域の中小企業がよろず支援拠点に関心を持ち活用しているか認知度調査を実施。 認知度が高い拠点を高く評価。

#### 3. (1) 支援機関の機能強化 ~支援機関の役割の見える化と支援策の普及②~

- 中小企業者等への各種の支援策について、情報を入手できていない、又は、支援策を知っていても申請のハードルを感じて活用にまで至っていない中小企業者等や中小企業支援機関が多数存在。
- このため「①様々な支援機関の役割の見える化」と「②認定支援機関活動状況検索システムの改修」を行うことにより経営課題に応じた相談ができる支援機関の見える化を行い、支援策の更なる普及を目指す。

## 改善ポイント①:平成30年度様々な支援機関の役割の見える化

- ごれまで補助金や融資制度等の施策情報の提供を主に行ってきたサイト「ミラサポ」に『支援機関の紹介機能』を追加。
- ➤ 平成30年度より①役割の見える化、②具体的取組・実績、 ③連絡先もわかりやすく提供。
- これにより、地域の事業者が自社の経営課題を踏まえて、最 適な支援機関をわかりやすく伝える。

# 

#### 見える化の方向性

- ①様々な支援機関の役割を 整理し一覧化
- ②それぞれの支援機関の具体的取組・実績を紹介
- ③地域別に支援機関の連 絡先も整理

#### 改善ポイント②:平成31年度 認定支援機関活動状況検索システムの改修

- 認定支援機関の活動状況の検索システムを改修し、よりわかりやすい検索システムの構築と活動状況の見える化を行う。
- ・基本情報 (店舗名、種別、本店・支店、住所、連絡先) 【各法人へのリンク可】
- ·**支援内容**※(自由記載)

【各法人へのリンク可】

※経営革新等支援業務のみならず、中小企業支援として行っている内容

#### ・具体的な活動実績

例:経営革新計画支援業務 ○○件

ものづくり・商業・サービス補助金 ○○件

※国でデータがとれるものは自動的に表示。それ以外は回答者のみ掲載

- ・支援を行った分野 🖸 創業 🖸 経営革新 🖸 異分野連携・・・
- ・支援を行った内容 □ IT利活用 □広告デザイン □ 海外展開
- 支援事例※(自由記載)

**システム改修スケジュール(案)** 平成30年 4月 平成31年 4月

平成30年 4月 平成31年 4月 システム設計 システム構築 実動

※経営革新等支援業務のみならず、中小企業支援として行っている事例

ポイント② 任意調査を通じて 把握した情報 (支援分野・内 容等)についても、

自動的に表示。

「ものづくり・商業・サービス補助金」等を通じ、国が入手可能な

データについては、自動的に表示。

【例:支援した事業者の売上高・経

常利益の平均伸び率等】

ポイント③ 具体的な支援事例等の 情報(PRポイント)につ

いて、認定支援機関自身 による追記を可能に。

ポイント①

32

#### 3.(2)地域金融機能の強化

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

#### 第3章 生産性革命

- 1. 中小企業・小規模企業者等の生産性革命
  - (4) 中小企業等を支援する機関の機能強化
- 金融機関が、過度に担保・保証に依存せず事業性評価融資や生産性向上に向けた経営支援(経営者保証ガイドライン等の活用を含む)に十分に取り組むよう、金融仲介機能の適切な発揮を促す。金融仲介の発揮状況を表す客観的な指標群(KPI)の来年夏までの策定・公表、地域経済活性化支援機構(REVIC)・日本人材機構による人材・ノウハウ支援、適切な役割分担の下での公的・民間金融の連携・協力の推進、金融機関とREVIC等の協働によるエクイティ資金の供給など、施策を強化する。また、将来にわたる地域金融の健全性と金融仲介機能の発揮のため、地域金融機関に対する検査・監督を強化するとともに、金融機関の競争の在り方等について早期に検討を開始する。

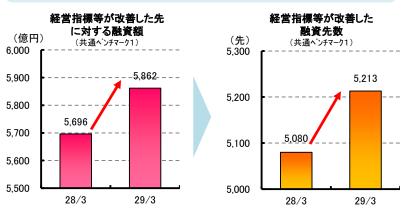
#### 3. (2)地域金融機能の強化

地域金融機関の取組み等の進捗状況

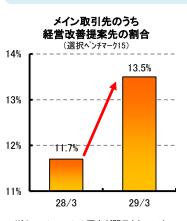
- 地域には、生産性向上や経営改善等が必要な企業が多数存在。地域金融機関による、こうした企業の経営課 題や資金繰りに寄り添った本業支援や融資等の地域金融機能の強化を図り、地域経済の活性化につなげる必要
- こうした観点から、金融機関の取組みを後押しする様、各行が自らの具体的な支援等の進捗状況を客観的に自己評価・開示できる「金融仲介機能のベンチマーク」を策定・公表(28年9月)
- 個々の地域金融機関の活用・開示状況を見ると、以下のとおり、**顧客企業に対する取組みが徐々に進展**

#### 地域金融機関の取組み等の進捗状況(H28/3⇒H29/3)

◆ 地域銀行からの適切なファイナンスにより、融資先の 経営が改善した先数



(注)融資額と先数につき、H28/3,H29/3の両方が開示されていた銀行41行平均 (出典) 各地域銀行の公表資料 ◆ 地域銀行が**経営改善提案** を行った先の割合



(注)H28/3,H29/3の両方が開示されていた 銀行14行平均 ◆ 地域銀行の本業支援により、顧客企業の経営改善が進展した先数



(注)H28/3,H29/3の両方が開示されていた 銀行11行の合計

■ こうした取組みを更に進めるため、顧客の側は、自らのニーズや課題解決に応えてくれる金融機関はどこであるか を主体的に把握・選択することが出来るよう、上記ベンチマークを発展させ、「<mark>金融仲介のKPI」を今後策定</mark> 。

34

#### 3. (2) 地域金融機能の強化

#### 【参考】金融仲介機能のベンチマーク(28年9月公表)

共通	主な内容						
1	メイン取引先のうち、経営指標等の改善した取引先数及び同先への融資額						
2	貸付条件変更先の中小企業の経営改善計画の進捗状況						
3	1年間に関与した創業、第二創業の件数						
4	ライフステージ別の与信先数・融資額						
5	事業性評価に基づく融資を行っている与信先数・融資額、全与信先に占める割合						

	学术は日間に至って間点でいって自己が、間点は、エテロルにログの可口									
選択	主な内容	選択	主な内容	選択	主な内容					
1	地域・全取引先数の推移	18	販路開拓支援先数	35	本部の本業支援従業員率					
2	メイン取引先数の割合	19	M&A支援先数	36	本業支援の評価(支店)					
3	法人担当者 1 人当たりの取引先数	20	ファンドの活用件数	37	本業支援の評価(個人)					
4	取引先への平均接触時間	21	事業承継支援先数	38	本業支援の個人表彰割合					
5	事業性評価結果等を提示した取引先数	22	転廃業支援先数	39	研修等の実施数					
6	事業性評価融資の金利	23	実抜計画策定先数·進捗	40	外部専門家の活用数					
7	地元中小企業の無担保与信先数・融資額	24	DES·DDS·債権放棄実施先数	41	外部人材、出向者数					
8	地元中小企業の根抵当権未設定与信先数	25	破綻懸念先の平均滞留年数	42	REVIC、再生支援協議会の活用数					
9	地元中小企業の無保証メイン取引先数	26	事業清算時の債権放棄先数	43	補助金等支援策の活用数					
10	中小企業の保証協会保証付融資額の割合	27	地域別リスク管理債権額	44	他金融機関との連携数					
11	経営者保証に関するガイドライン活用先数	28	経営人材等の紹介数	45	事業性評価等の収益					
12	本業支援先数	29	28の経営改善先割合	46	事業計画への本業支援施策の記載					
13	本業支援先のうち、経営改善が見られた先数	30	顧客アンケート有効回答数	47	地元と全体の信用リスク量					
14	ソリューション提案先数	31	融資実行までの平均日数	48	取締役会での本業支援施策検討頻度					
15	メイン取引先のうち、経営改善提案先の割合	32	金融商品販売先の割合	49	社外役員への本業支援施策説明頻度					
16	創業支援先数	33	運転資金の短期融資割合	50	企画と営業の各経験年数					
17	地元への企業誘致支援件数	34	支店の本業支援従業員率							

# 3. (2)地域金融機能の強化

# 民間金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

- 平成29年度上半期の「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況を見ると、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合については、一部の地域金融機関で同割合が50%を超えている先があるものの、 民間金融機関全体では16.3%と、前年同期の実績と比べて1.8%ポイント上昇している。
- 代表者の交代時の対応状況については、特に新・旧経営者から二重で個人保証を徴求している割合が 約38%であり、前期比約9.0%ポイント低下している。

## 民間金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

		平成28年度	
	平成28年4月~9月	平成28年10月~29年 3月	平成29年4月~9月
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	258,014	245,693	284,926
② 経営者保証の代替的な融資手法を活用した件数	232	300	304
③ 保証契約を解除した件数	19,685	23,040	27,820
④ 合計【④ = ①+②+③】	277,931	269,033	313,050

		平成28年4月~9月	平成28年10月~29年 3月	平成29年4月~9月
(5)	) メイン行としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	114	120	133

<b>√</b> ® <b>J</b>	14.2%		16.3%
⑦ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【 ⑦ = (①+②)	14.5%	14.0%	16.3%
⑥ 新規融資件数	1,785,484	1,760,171	1,752,678
	平成28年4月~9月	平成28年10月~29年 3月	平成29年4月~9月
	平成28年度		平成29年度

## 代表者の交代時における 個人保証の解除・徴求状況(平成29年度上半期)

	新経営者から 個人保証を 徴求しなかった	新経営者から 個人保証を 徴求した
旧経営者の 個人保証を 解除した	2,586件 (8.99%)	8,630件 (30.0%)
旧経営者の 個人保証を 解除しなかった	6,492件 (22.57%)	11,059件 (38.44%)

(資料)金融庁

## (参考)経営者保証に関するガイドライン

保証を提供せずに資金調達を希望する場合は 以下の経営状況が必要。

- ①法人と経営者との関係の明確な区分・分離、
- ②財務基盤の強化、③適時適切な情報開示

3(

# 3.(2)地域金融機能の強化

金融庁及び金融機関による「経営者保証に関するガイドライン」の活用促進のための取組み等

「経営者保証に関するガイドライン」活用促進のための取組み

- ① 27年から公表している民間金融機関におけるガイドラインの半期ごとの活用実績の集計結果(29年度上期)を公表(29年12月)
- ② 金融機関等により広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた参考事例集(26年公表)について、 8件事例を追加した改訂版を公表(29年12月)
- ③ ガイドラインの更なる活用促進の観点から、ガイドラインQ&Aを再度改訂(30年1月)
- ④ 中小企業庁等と連携し、事業者向けにガイドラインの広報チラシを作成し、金融機関等を通じて事業者に広く配布(30年2月)
- ⑤ 年末・年度末に行っている、金融機関に対する中小企業等の顧客への積極的なガイドラインの周知を 改めて要請(30年2月)

金融機関等により広く実践されることが望ましい取組事例(参考事例集より)

- 財務基盤の安定性に不安が残るなど、ガイドラインの要件を十分に満たしていないものの、事業内容や成長可能性等を含めた事業性を評価することで、経営者保証を徴求しなかった事例(地域銀行)
- 過去に不適切な経理処理をしていたことなど、ガイドラインの要件を十分に満たしていないものの、①銀行をはじめとする各支援機関の指導により改善が進み、事業承継時には債務超過も解消するとともに、借入金の返済も順調に進んでいることに加え、②メイン行から行員を派遣することなど、良好なリレーションシップが構築されていることから、これらの点を勘案することで、旧経営者の個人保証を解除し、かつ新経営者からも個人保証を徴求しなかった事例(地域銀行)

37

# 3.(2)地域金融機能の強化

公的金融と民間金融

- 公的金融は、民業補完を旨としつつ、民間金融と連携・協力して地域経済の発展を下支えする等の役割。
- こうした観点から、公的金融と民間金融の競合等の実態を調査するとともに、政府系金融機関、民間金融機関、関、関係省庁と意見交換を行い、地域金融・中小企業金融の分野における公的金融と民間金融の連携・協力を含む望ましい関係のあり方について議論。 (平成29事務年度金融行政方針 抜粋)

# <これまでの動き>

- 商工中金の在り方検討会
  - ➢ 経済産業大臣の指示に基づき設置された本検討会において、商工中金のビジネスモデルの在り方、危機対応業務の見直し、ガバナンスの徹底強化など、商工中金の在り方について検討を実施。
  - ▶ 昨年11月より、計7回開催し、取りまとめられた提言には、地域金融機関と連携・協業しながら、経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業等の支援に重点的に取り組み、当該企業の生産性向上や地方創生への貢献を通じたビジネスモデルの構築について盛り込まれているところ。(平成30年1月)
  - ⇒ 今後は、商工中金において本提言を踏まえ解体的出直しを図るとともに、政府としても第三者委員会と連携しつ
    つ、適切に監督。
- 政策金融に関する関係省庁と民間金融機関との意見交換会(平成30年1月)
  - ➢ 民間金融機関と政策金融機関に関する基本的な考え方、連携・協調及び競合の状況、制度融資(特別利率等)の 在り方、実効的な対話の枠組み等について、関係省庁(財務省、中小企業庁、金融庁等)と民間金融機関(全国銀 行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会)との間で意見交 換を実施。

公的金融と民間金融の競合等に関する実態調査を踏まえ、両社の望ましい関係の在り方について、政府系金融機関、民間金融機関、関係省庁等の関係者と引き続き議論

# 3. (2)地域金融機能の強化

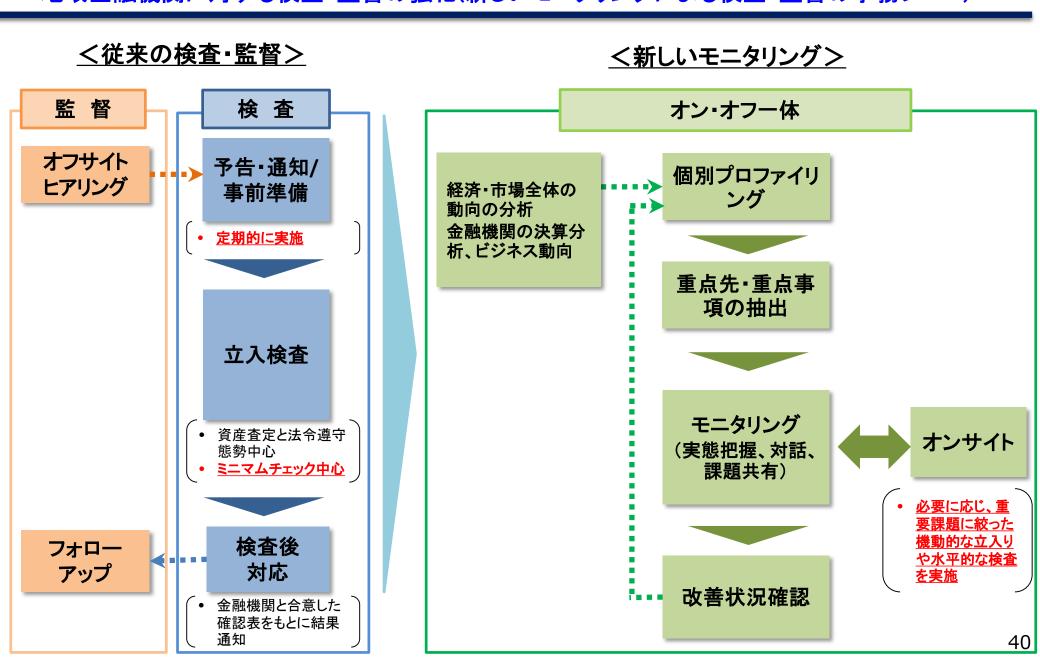
地域金融機関に対する検査・監督の強化(環境と課題の変化への対応)

環境 中心課題 検査監督のツールとアプローチ 資産査定、 不良債権問題と金融 不良債権問題と金融危機の収束 自己資本比 不安の継続 率規制 2000年代 最低基準の充足 前半まで チェック コンプライア 利用者保護に欠ける 利用者保護の確保 ンス検査、行 事例の多発 政処分 ベンチマーク 国際的な低金利環境 事業性評価、 の持続 生産性向上 顧客とともに 当局による情 への貢献 成長する持 報発信•金融 国内の人口減少・ ベストプラクティスの 続可能で多 機関による 高齡化 追求に向けた対話 ディスクロー 様なビジネ 現在 顧客の立場 ジャー スモデルの に立った資 実現 産運用手段 コードやプリ 利用者ニーズの多様化 の提供 ンシプル フォワードルッキングなリスク リスクの形態と所在の リスクを巡る対話 変化の加速 把握と対応

39

# 3.(2)地域金融機能の強化

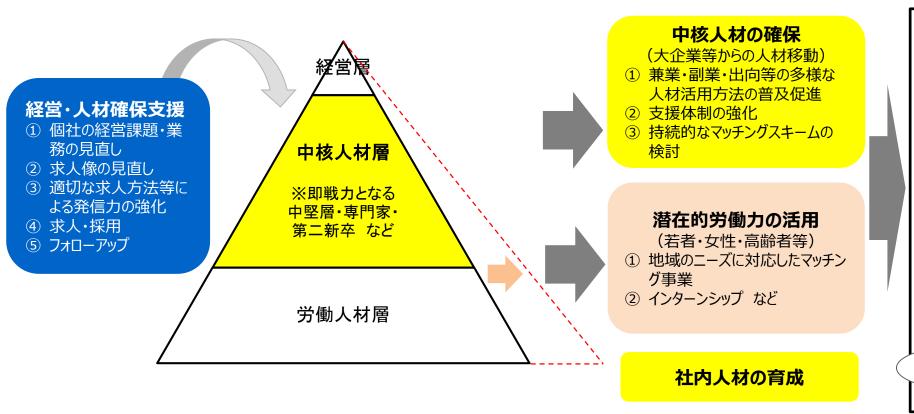
地域金融機関に対する検査・監督の強化(新しいモニタリングによる検査・監督の事務フロー)



# 4. 中核人材の確保、潜在的労働力の活用など人材・ノウハウ支援

# 4. (1) 中核人材の確保・育成 ~ 中小企業の人材対策の全体像

- 人材は経営の要であり、<u>経営トップ</u>による<u>経営戦略そのものの見直し</u>が必要。⇒経営課題・業務の見直しを踏まえた求人像の把握をした上で、求人方法等発信力を強化すべく支援。
- 潜在的労働力(若者・女性・高齢者等)については、引き続き地域ニーズ対応型のマッチング事業やインターンシップ等の実施により、確保を支援。
- 特に中核人材については、経営支援と人材紹介支援をシームレスに行うなど支援体制を強化するとともに、兼業・副業・出向等の多様な人材活用方法の普及促進や、地域に根差した機関を巻き込んだ持続的なマッチングスキームの確立等によりその確保を支援する。
- また、社内の人材育成についても支援を行う。



| ノウハウを蓄積/発信||好事例・支援パッケージ等の

横展開

4

# (1)中核人材の確保・育成 ~中小企業が取り組むべきステップと仲介支援機能の強化

中小企業が中核人材を確保するには、「求人・採用」に加え、経営課題や業務の見直しを通じた求人像の明確化や 人材確保後の職場環境の見直しなど総合的な取組みが必要。企業と人材をつなぐ**仲介支援機関**も同様に、<u>経営支援</u>、 **人材発掘支援**、定着までの伴走型フォローアップを**シームレス**に行うことが求められる。

現状

課題

取

組

む

き方

向性

(現状では、経営支援と人材発掘支援は異なる機関で行われ、個別事案の情報が共有されることは少ないが) 経営支援者と人材紹介者の間で**個別事案の情報共有ができる体制を整備**し、**シームレスな支援が提供できる 仲介支援機関を創出する**とともに、**その担い手育成を支援**する。

## 中小企業が取り組むべきステップ

## 解決すべき課題の優先順位付け ステップ 1 経営戦略・課題の整理 ■ 自社のビジョン・ミッションを確認する 優先順位付け ■ 人材不足の背後にある経営課題を見つめ直す 社内業務の分析・見直し ステップ2 ■ 業務に対する生産性を見つめ直す 業務の整理、 求人像の明確化 ■ 業務に対する求人像を見つめ直す 求人条件等の見直し ステップ3 ■ 働き手の目線に立ち、職場環境を見つめ直す 求人方法: ■ 働き手の目線に立ち、人材募集や自社PRを見つめ直す 活用方法の検討・工夫

## 魅力発信・求人

- 働き手の目線に立ち、魅力発信を行う
- 働き手の目線に立ち、求人方法の改善を行う

## フォローアップ

- 採用された人材へのフォローアップを行う
- 採用された人材の目線に立った職場環境等の整備を行う

## 仲介支援機関に求められる役割

# 中小企業等

- 経営課題が絞り込めていない
- ・自社の強みを理解していない
- 求人像が不明確
- 人材側への発信力が不十分

## 人材側

※大企業人材、シニア、フリーランス、 女性、学生 等

- ・キャリアオーナーシップがない (スキルの棚おろしができてない)
- ・中小企業等が求める能力と
- 人材側がアピールする能力が異なる

# シームレスな支援の必要性

発生

(1)①経営者支援と②人材発掘紹介支援を連続的に行うことが重要 (2)採用後のフォローアップの継続的実施が定着率向上に有効

## ステップ 5

## 経営支援

(商工会・商工会議所・よろず支援拠点 プロフェッショナル人材拠点・その他経営支援機関等

## 人材発掘支援

フォローアップ

(人材紹介会社等)

(例)経営支援機関における

## 対策1:

対策2:

成を支援

シームレスな支援が提供できる仲 介支援機関の創出や情報共有体制 を整備

仲介支援機関における担い手の育

# 経営支援機関

(人材紹介業の資格を取得

経営支援



(経営指導員) または社員等) 43

人材発掘支援機能の強化

ステップ 4

求人·採用

ステップ 5

フォローアップ

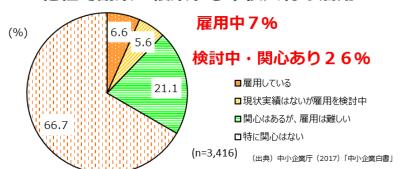
採用前の自社の見つめ直

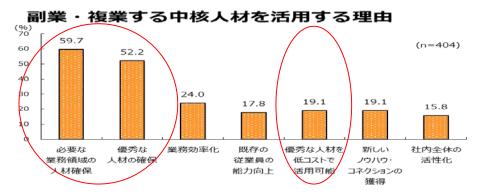
採用後

# 4. (1) 中核人材の確保・育成 ~多様な人材活用方法の普及促進(必要な人材を必要な時に必要な分だけ)

- フルタイム勤務の終身雇用型の採用を望む中小企業が多いが、給与面や仕事量(時間)を考えると必ずしも「1 人分(フルタイム時間)」の人材確保が必要ない場合も多い。
- ①フルタイム・終身雇用型の採用のみならず、②<u>兼業・副業・出向等多様な働き方を許容できる「プロジェク</u> <u>ト型」や「時間(量)単位」での確保</u>など、様々な活用方法を<u>企業規模・成長性等の経営状況や経営課題等に</u> **応じて**、柔軟に検討することが必要。
- →今年度中に**中小企業による多様な人材活用事例をまとめたガイドブック**を策定し、全国に普及促進する。

## 他社で副業・複業する中核人材の活用





(注)1.他社で葬業・副業する中核人材の活用について、「雇用中」、「検討中」と回答した企業を集計している。 2.複数回答のため、合計は100%にはならない。 図5-6:中小企業庁委託「中小企業・小規模事業者の人材確保・定着等に関する調査」(2016年11月、みず活情報総研(株))

## 企業ニーズの多様な働き方の組み合わせの例

	企業側のニーズ			人材側のニーズ	
	~	人(個人)単位の確保 (フルタイムの仕事量がある場合)	多様な組合せが存在	転職	
	(定継 常規型			派遣	
/	⊕ ≖	時間(量)単位の確保 (フルタイムの仕事量が <u>ない</u> 場合)		<u>出向</u>	
「其間別定)	プロ 期 ジェ 限 クト 時間(量)単位の確保 (フルタイムの仕事量がある場合) 時間(量)単位の確保	人(個人)単位の確保		フリーランス/自営型複業	
			副業/雇用型複業		
	隆 定 ) 型			プロボノ活動	
		は人材活用方法を柔軟に検討する必要	など		

企業の ニーズ別		継続(定常)型		プロジェクト(期間限定)型			
		人単位	時間単位		人単位	時間単位	
人材活用の例	例	本業型	複業型	副業型	本業型 (フル短期)	複業型	副業型
	概要	受入れ企業等へ <b>転籍</b> する。	専門分野をベースに、複数の企業等で同時に活躍する。	本業を抱える人材が、勤務 日・時間を限定し、他企業 等で活躍する。	<b>一定期間</b> 、受入れ企業 等で <b>フル勤務</b> を行う。	プロジェクトベースに、複数の企業等で同時に活躍する。	本業を抱える人材が、平日夜 や休日等を活用し、他企業等 でプロジェクトを推進する。
	形態	フル勤務	週2日×2 など	週1日など	1ヶ月(フル勤務)など	週2日×3社など	週1日など
	イメージ	受入れ 企業等 → 転籍	受入れ企業等 A社 B社	受入れ企業等 (副業)	受入れ企業等	受入れ企業等 A社 B社 C社	受入れ企業等 (副業) <b>44</b>

# 4. (1) 中核人材の確保・育成 ~持続可能な中核人材確保スキームの確立と横展開

- 中小企業による中核人材確保の手段(スキーム)は様々な形態が考えられるが、その確立には、地域金融機関や 大学、NPO法人等地域に根差した機関などが担い手となって継続的に運営することが重要である。
- 持続可能なスキームの成功例を多く創出するとともに、横展開を促していく必要。
- → 平成30年度に<u>複数のモデル先進事例を創出</u>。その上で、全国各地での**同様の取組を支援**することで<u>横展開を促進</u> する。

#### 【例1】 産学連携によるオープン・イノベーション促進

#### ■目的

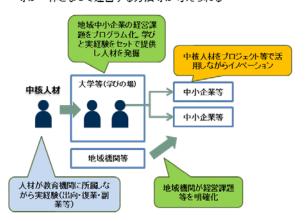
経営課題を有する中小企業と、教育機関に所属する人材をマッチングし、知と知を融合させることによって、オープンイノベーションを促進する

#### ■ 特徴

地域の中小企業にとっては多様な中核人材の知を活用することでイノベーションの契機になるとともに、中核人材側にとっては教育機関で学びながら実経験ができる環境を確保できる

#### ■ スキームイメージとプレーヤー

例えば、教育機関(大学等)と地域機関(金融機関や支援機関等) 等が一体となって運営する方法等が考えられる



#### 【例2】NPO/起業家育成機関等による起業家育成/地域活性化支援

#### ■目的

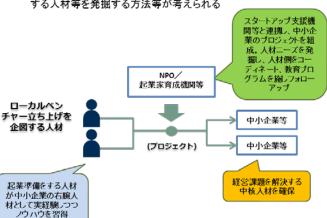
地域活性化を目的として、ローカルベンチャー等の立ち上げを企図する起業家を育成するべく、中小企業プロジェクトを軸とするプログラムを提供する

#### ■ 特徴

地域の中小企業にとっては経営課題に基づくプロジェクトに必要な 人材を確保できるとともに、起業準備等を企図する人材側にとって はその実経験を通してノウハウを習得することができる

#### ■ スキームイメージとプレーヤー

例えば、地域で人材育成や起業家支援を行うNPOが、地域の中小 企業の人材ニーズを発掘し、ローカルベンチャー等の起業を企図 する人材等を発掘する方法等が考えられる



#### 【例3】 地域機関や中核企業・自治体等による地場産業の維持・発展支援

#### ■目的

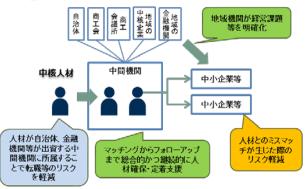
地域中小企業の活動を維持・発展させるために、中核人材のニーズが明確な中小企業に対して、マッチングからフォローアップまで総合的かつ継続的に人材確保・定着支援をする仕組みを構築

#### ■ 特徴

地域中小企業にとっては人材とのミスマッチが生じた際に人材を変更する等リスクを軽減でき、中核人材側にとっては自治体、地域金融機関が出資する中間機関に所属することで転職等のリスク軽減を図ることができる

#### ■ スキームイメージとプレーヤー

例えば、地域機関(金融機関や支援機関等)と人材サービス等が 連携をして中間機関等を設置し、自治体等とも連携をとりながら運営する方法が考えられる



# 4. (1) 中核人材の確保・育成 ~リカレント教育の提供

- 働き手が、より中小企業や地域で活躍できるように、中小企業の従業員の人材育成を支援する。
- 具体的には、平成30年度に、中小企業が中核人材に①求める能力(キャリア・オーナーシップ、社会人基礎力)や②求めるスキル(専門スキル)に関する講座(コンテンツ)を、従業員の業務内容やステージ(役職)に応じて作成。
- これまでの一方通行型の座学のみならず、**Ed-Techを活用した多様な学びのスタイル**で提供する。
- 加えて、受講前後のスキル診断と、受講後の反復学習を併せて行うことにより定着度を高めるとと もに、各講座の受講履歴等を一元的に管理することで、**理解度を可視化**する。

# 【コンテンツ(何を学ぶのか)】

## 1. キャリア・オーナーシップ

○スキルの棚卸し・キャリアプランの見直し 等

# 2. 社会人基礎力

- ○問題解決型思考の獲得
- ○リーダーシップの構築/自律性の獲得

(主体的な意思決定・行動)

### 筡

## 3. 専門スキル

- ○IT活用(リテラシー)講座
- ○中小企業からのニーズの高い「**営業・販売・サービス**」 や「**生産現場**」等に関するマネジメント講座 等

# 【提供スタイル(どのように学ぶのか)】

## 1. 双方向簡易型スタイル【ウェブ型】

- ※時間がない社会人でも「すきま時間」を活用した学びが可能
- ○受講時間:いつでも
- ○受講場所: **どこでも**
- 〇受講方法:PC・スマホ・タブレット

## 2. 双方向ライブ配信スタイル【ライブ型】

- ※オンライン機能を活用し、双方向型の学びが場所を選ばず可能
- ○受講時間:ライブ日時は固定・録画はいつでも・どこからでも
- ○受講場所:どこでも
- ○受講方法:PC・スマホ・タブレット

## 3. ワークショップスタイル【対面型】

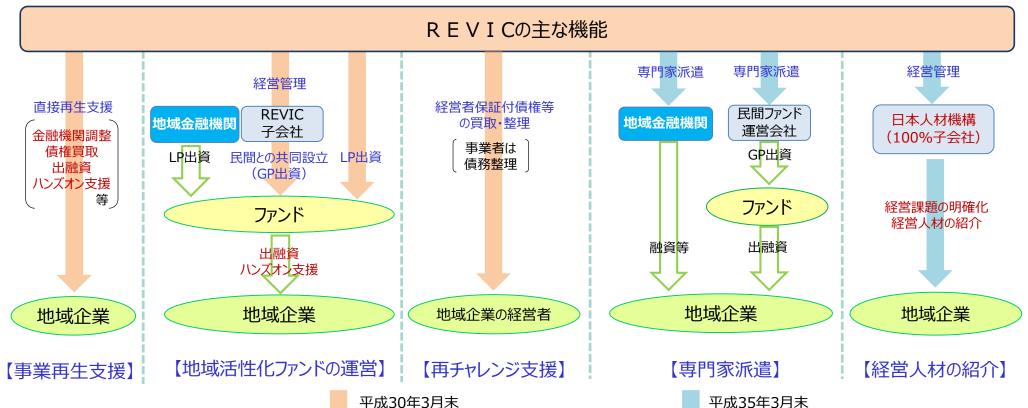
## ※一度に集中して学ぶことが可能

- 〇受講時間:固定
- 〇受講場所:指定された教室等
- 〇受講方法:集合•座学

- 1. 地域経済活性化支援機構(REVIC)の概要
- REVICは、地域企業・産業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進等を図ることを通じて、地域経済の活性化に貢献するため、 平成25年3月、企業再生支援機構を抜本的に改組・機能拡充して発足
- 地域企業に<mark>専門家を派遣</mark>して事業支援を行うこと(ハンズオン支援)が特徴 地域金融機関と連携しつつ、保有する機能を積極的に活用し、個別企業の支援実績を積み上げている

支援:出資決定期限

- 平成30年3月末に支援・出資決定期限が到来。業務完了期限は平成35年3月末
  - ⇒ 法改正により、支援・出資決定期限及び業務完了期限を3年間延長



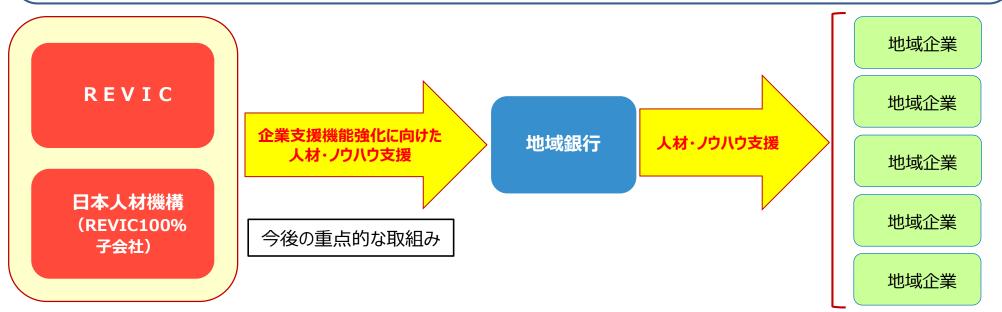
# 2. REVICの今後の方向性

# 【これまでの取組】

- 地域経済活性化支援機構(REVIC)は、地域活性化ファンドを設立・運営し、エクイティ性資金の供給と共に専門家を派遣 (ハンズオン支援) するなど、自らの様々な機能を活用し地域企業の生産性向上等を支援
- 更に、「日本人材機構」を100%子会社として設立し、同社は、地域企業に対し生産性向上に資する経営人材等を紹介する 事業を実施

## 【今後の方向性】

- REVIC解散後を見据え、各地域で自律的な取組みが行われる姿を目指し、金融仲介の更なる改善に向けた取組みに意欲のある地域金融機関の地域企業に対する支援能力の強化を図るため、
  - ① 地域金融機関や地域企業への専門家派遣や日本人材機構を通じた経営人材の紹介、
  - ② 地域金融機関等との地域活性化ファンドのGPとしての共同運営といった、人材・ノウハウ支援の業務を中心に据えて重点的・集中的に取り組んでいく方針。



3. 日本人材機構の取組み概要・事例

## ■ 取組概要及び実績(2015年11月~2018年2月)

- 経営人材等の紹介

経営者面談、コンサルティングにより、企業の強みや経営課題を特定し、その解決ができる人材要件を構築 当該要件に適する首都圏の経営人材を、多数の候補者の中から選定・紹介

地域金融機関のビジネスモデルの構築・人材育成地域金融機関と協業して企業支援を行うことを通じて、企業支援機能の強化を支援

相談社数:569社 (内、地域金融機関からの持込:366社)

実 績 :経営人材の紹介等52件 経営課題の特定・解決策の策定支援等34件

## ■ 経営人材の紹介

(事例1) 支援先 A社 (産業用無人ヘリコプター製造販売)

- ① OEM (相手先ブランドによる生産) 主体の既存モデルから脱却 した、新事業展開に向けた戦略が描けないとの課題を特定
- ② 同事業に係る見識・人脈等を有し、当該課題を解決し得る元防 衛省航空整備幹部、富士通出身の人材を首都圏から紹介
- ③ 独自開発の技術と新たな事業連携により、産業用無人ヘリコプター及び産業用ドローン事業に本格参入

(事例2)支援先 B社 (清酒·焼酎等醸造)

- ① メイン行策定の中期経営計画の実行が進まない、後継者 候補(長男20代)の経営経験が未熟との課題を特定
- ② 計画実行支援、後継者育成といった課題を解決できる、 日本人材機構社員を紹介
- ③ 商品開発、営業強化等により、昨年12月の月間売上が 2000年代で初めて対前年比プラスといった効果が発現

# ■ 地域金融機関のビジネスモデルの構築・人材育成

(事例3) 連携先 地域銀行

- ① 地域銀行と日本人材機構は、地域企業に対し、経営課題の特定、解決策の立案・実行支援(伴走型支援サービス)を提供する 会社「北海道共創パートナーズ」を共同で設立
- ② 昨年9月の共同事業開始後、19件の経営改善策の策定・実行を支援。今後、経営人材の紹介も展開予定

(参考) 平成29事務年度 金融行政方針

平成29年11月10日公表

- V. 金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保
- 1.預金取扱金融機関
- (1) 地域金融機関
  - (ウ) 金融仲介の改善に取り組む地域金融機関への支援
  - a) 地域経済の活性化に向けて、事業性評価に基づく融資や本業支援の重要性は認識しつつも、専門人材やノウハウが不十分なために顧客企業の真の経営課題が把握できず、その解決に向けた方策の策定や実行支援ができていない地域金融機関が少なからず存在しており、このような金融機関はその改善に向けた取組みに注力することが重要と考えられる。

こうした中、地域経済活性化支援機構(REVIC)及び日本人材機構においては、今後、金融仲介の更なる改善に向けた取組みに意欲のある地域金融機関による経営人材の紹介も含めた企業支援機能を強化するため、人材・ノウハウ支援に重点的に取り組むこととしており、このような地域金融機関における両機構の活用を促進する。

(エ) 地域企業の立場から見たファイナンス

地域金融機関とREVICやゆうちょ銀行が全国各地で連携し、地域活性化ファンドを通じて地域企業に資本性資金を供給する取組み等をサポートする。